

令和7年度寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業  
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の一人暮らし高齢者等の安否等を確認し、高齢者の孤独感の解消及び健康の保持を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するため、定期的に乳酸飲料を訪問して提供する寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業（以下「あんしん訪問サービス」という。）を実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 あんしん訪問サービスを利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、本市に住所を有する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、令和7年度寒河江市ふれあい配食サービス事業実施要綱（令和7年制定）に基づく寒河江市ふれあい配食サービス事業を利用する者は、あんしん訪問サービスを利用できない。

(1) 在宅で一人暮らしの者

(2) 寝たきり、長期入院等の高齢者がいる世帯で、高齢者のみで構成される世帯の者

(3) その他市長が特に必要があると認める者

(サービスの実施日)

第3条 あんしん訪問サービスの実施日は、週2回（火曜日及び金曜日）とするものとする。

(事業の委託)

第4条 市長は、あんしん訪問サービスを、適切に遂行できると認められる事業者（以下「受託者」という。）に委託して実施することができる。

(利用の申請)

第5条 あんしん訪問サービスの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて訪問調査を行い、同条の利用申請書の内容を審査の上、あんしん訪問サービスの利用の可否を決定し、寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりあんしん訪問サービスを提供することを決定したときは、当該決定に係る申請者について受託者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 あんしん訪問サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の当該サービスに係る費用負担は、無料とする。

(変更の届出)

第8条 利用者は、第5条の規定により提出した申請書の内容に変更があったとき、又は利用対象者でなくなったときは、速やかに市長に届け出なければならぬ。

(不正利得金の返還等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為によりあんしん訪問サービスを利用した者があるときは、当該利用者の提供の決定を取り消し、当該サービスに要した経費相当額の返還を求めることができる。

(サービスの停止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん訪問サービスを停止することができる。

(1) 利用対象者でなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。